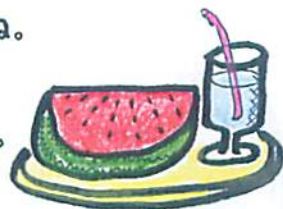


# くらしの相談センター 多摩 ニュース NO. 17

毎日本当に暑い日々が続いています。熱中症に十分注意し過ごしたいですね。

「くらしの相談センター多摩」に運営委員として新しく3人が加わりました。

先日は相談事例の研修会も持ちより良い対処が出来るよう頑張っています。



## 体験記

## 私の市民税が0になった！！

平成23年度市民税・県民税納税通知書を受け取り、6月29日、市民税の減免の申告をしてきました。「くらしの相談センター」での話から自分の年金が基準に合う事がわかりました。

私は昨年3月に定年退職し、その後は年金のみの収入です。

富山の実家には認知症の母がグループホームで生活しています。87歳ですが、母の変化時には私を連絡先としているため時々帰郷しています。帰郷の費用やもろもろ出費が重なります。

多摩区役所9階の市民税課の窓口で「減免の申請をしたい」と伝えたとこ、「通帳を持ってきましたか？」と尋ねられました。「通帳は持ってきていません。預金は0ではありませんが、税金を払うのは大変です。」と答えました。すると担当者は、「何千万あるいは…億と預金のある場合もありますので…」と言いました。

年金だけの収入になって改めて大きな病気をした場合やその後の生活を考えたら、なんと心細い国であるかを実感しています。預金額に言及する前に、安心して暮らせる施策を示せと思いました。「そのような預金があれば苦勞しませんよ。この申請よろしくお願ひします。」と提出してきました。

7月15日、市民税が0になりました。それにより国民健康保険料が減額になるので手続きをしました。すると国民保険料の支払いは年間約10000円減りました。

みなさん!手続きをとりましょう。

中村 登美子

## 低所得者や生活に困難されている方の「市民税減免」制度

### —川崎市少額所得減免制度—

● 年間収入（若しくは所得）が下表以下の方は申請すれば市県民税が免除されます。

扶養親族数	なし	1人	2人	3人
所得限度額	1,127,600円	1,519,600円	1,838,800円	2,159,010円
給与収入	1,871,999円	2,431,999円	2,887,999円	3,343,999円
年金収入	2,327,600円	2,719,600円	3,038,800円	3,403,467円

(手続き)

住民税の申告を3月15日の納期限までに申告を行った方で、市県民税の各納期限前（年4期）に区役所市民税課に減免申請書を提出します。

「川崎市民のくらし安心」制度活用パンフより

「川崎市社会保障  
推進協議会」で  
発行しているパンフレット  
に、くわしく載っています。



## 所長の視点

## 被災地へ行ってきました



7月の初め、震災発生から4カ月もたってしまいましたが、ようやく行くことができました。宮城県石巻市。テレビや写真では何度も見たはずですが、実際に見た光景は、筆舌には尽くしがたいものでした。

まず被災地の様子を見せてもらいました。行けども行けども大きな家の1階がすっかりなくなって、無人の街が続きます。海辺の町はがれきの撤去が進んだので、ほんとうになにもなくて、新しい家の鉄骨だけがそびえている。こうした現状を見てから、翌日、私たちは仮設住宅に入った皆さんの要望を聞くという活動をしました。それは、胸に迫るものがありました。

最初に話を聞いたのは、避難所に命からがら逃げて行って、それから丸2日間、食べるものも飲むものも毛布もなにもなかったという家族でした。次の人は、寝たきりの奥さんを必死に避難所まで連れて行ったが、病院に9日間行くことができず、「もう死んでも仕方がない」と覚悟したという人。工場も家も流されて、保険もなく、いま持っているお金は先月支給された義援金の35万円だけで、銀行から「貸したお金はどうしましょうか」という電話がある、などなど、仮設住宅には入れたからもう安心、などという人は一人もいませんでした。

川崎で本当に地震が起きたら、川崎市の避難所は主に小中学校の体育館ですが、備蓄倉庫は原則として中学校にしかありません。小学校には毛布やアルファ米、水、仮設トイレなどを運ぶことになっていますが、たくさんの人が押し寄せたら、当然足りないでしょう。避難所で何日も食べるものも飲むものも来ないというのは、現実起こりえます。

避難所では生活できない障がい者や高齢者の方はどうすればいいか。これは6月議会でとりあげました。避難所から、暮らしやすい施設へ紹介してくれるというのですが、そういう仕組みは全く知らされておらず、具体的な段取りも決まっていません。川崎市の震災対策には緊張感が全くないというのが実感です。

関東での地震の危険は一層高まっていると言われていています。1日も無駄にせず対策を行わなければならないと思っています。



●仮設住宅で要望を聞く井口議員(中央)

## 11・8月の専門家による相談予定

- \* 法律相談 —— 川崎北合同事務所内田弁護士  
(第4火曜日) 8月23日・要予約・時間が限られています。相談内容の要点をまとめてください。
- \* 育児相談 —— 稲田助産院藤井よし江助産師  
(毎月第1火曜日・午前中)・要予約
- \* 税金 相続 登記 医療 福祉 介護 年金 教育 住宅  
ペットの相談  
◎専門家が随時対応します。電話で要予約◎

- \* よろず相談 —— 所長・井口まみ市議員が  
すばやく相談に応じます。  
月曜日～金曜日・・・時間については電話でご予約ください。  
休み・・・土 日曜 ・祝日 ・お盆(8月13～16日)  
・年末年始  
電話・・・044-949-6674

●9月の育児相談は都台により8月30日(火)になりました。  
予約されたい方は電話でご連絡ください。

## 11.6月の相談件数

●11件

## 10.4月からの総件数

●174件

## ★日用品のご協力

ありがとうございました。  
洗剤・シーツ・タオルケット・お米など  
お届けしました。

